

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線

三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
川越市大字古谷本郷上組字川袋 一〇八四番二地先から同市大字 中老袋字笹井一八七番地先まで		区 間
二・〇〇〇 二〇・〇〇〇	三・〇〇〇 六・八〇	敷地の幅員 (メートル)
四三五五・〇〇	三二八三・四〇	延長 (メートル)
国土交通省による荒 川第二・三調節池事 業に伴う対岸堤(荒川 右岸堤防)整備事業 による。		備 考